

令和7年度次世代産業マッチング支援業務

質問	回答
<p>①キックオフマッチング会に参加する企業及び団体から参加費を徴収することは許容されますか。また、その場合、参加費に上限等がありますか。</p> <p>②分科会に参加する企業及び団体から参加費を徴収することは許容されますか。また、その場合、参加費に上限等がありますか。</p>	<p>キックオフマッチング会及び分科会に参加する企業及び団体からの参加費の徴収はできません。</p>